

西条市公園施設長寿命化計画 【概要版】

令和2年1月改訂

西条市建設部都市計画整備課

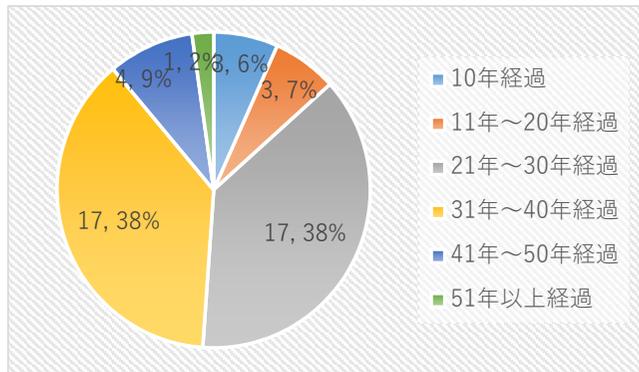
1 都市公園整備状況

本市の公園は設置から30年以上経過した公園が約60%を占め、また、10年後には約90%に達する見込みです。今後、さらに施設の老朽化が進行し、顕著になっていくなか、市民の方に安全・安心に公園利用をしていただくための対策として、公園施設の計画的な更新や適切な維持保全の実施が、必要不可欠となっています。

表1 都市公園数

公園種別	公園数	合計
運動公園	2	45
総合公園	2	
地区公園	2	
近隣公園	6	
街区公園	24	
特殊	1	
都市緑地	5	
緑道	1	
緩衝緑地	2	

図1 公園の経過年別の割合



2 計画期間

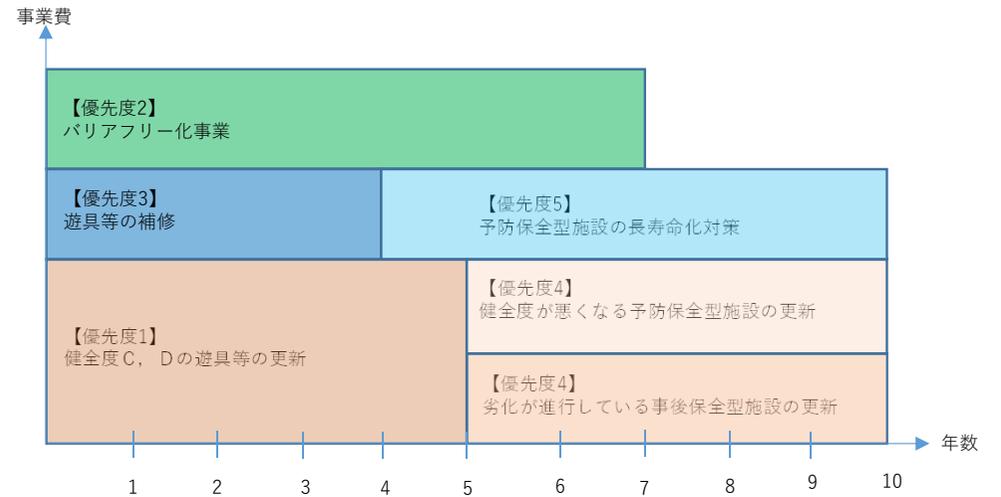
本市の公園施設長寿命化計画は、平成26年度に策定し、令和6年度までの10年間の計画とし、計画的に公園施設の維持・修繕、更新を行っていきます。

しかし、全ての施設を今回計画する10年間の計画で補修・更新を行うことは、財政上難しいため、公園利用者の安全性確保を最優先として、優先度を設定し更新の年次計画を検討することとします。

予防保全型施設のうち、健全度がCの施設で更新見込み年を超過する予定のない施設については、何らかの修繕対策が必要であると考えられるため、優先的に対策を実施することとします。

また、計画期間終了年までに計画を見直す予定です。

図2 事業計画における優先度設定のイメージ



3 計画対象公園

表2 計画の対象公園

種別	整理番号	公園名	面積 (ha)	完成年度
運動公園	1	西条運動公園	15.00	平成13年度
〃	2	東予運動公園	18.65	平成20年度
総合公園	3	丹原総合公園	9.33	平成10年度
〃	4	小松中央公園	23.92	事業実施中
地区公園	5	西条市民公園	3.42	昭和47年度
〃	6	西条西部公園	4.80	昭和54年度
近隣公園	7	市民の森	2.97	平成2年度
〃	8	神戸公園	1.01	昭和62年
〃	9	石井記念公園	1.13	平成3年度
〃	10	三津屋東1号公園	1.00	平成2年度
〃	11	石根ふれあい公園	1.80	平成5年度
〃	12	丹原中央公園	0.84	事業実施中
街区公園	13	喜多川公園	0.38	昭和50年度
〃	14	上川原公園	0.10	昭和57年度
〃	15	清水公園	0.10	昭和58年度
〃	16	小川公園	0.11	昭和59年度
〃	17	新御堂公園	0.17	昭和59年度
〃	18	北新田公園	0.10	昭和60年度
〃	19	西の原公園	0.15	昭和61年度
〃	20	砂盛公園	0.11	昭和62年度
〃	21	川沿公園	0.10	平成元年度
〃	22	駅西公園	0.13	平成4年度
〃	23	壬生川公園	0.30	昭和41年度

種別	整理番号	公園名	面積 (ha)	完成年度
街区公園	24	国安公園	0.34	昭和47年度
〃	25	中城公園	0.41	昭和53年度
〃	26	大曲公園	0.77	昭和51年度
〃	27	三津屋公園	0.22	昭和52年度
〃	28	三芳公園	0.24	昭和55年度
〃	29	北星公園	0.23	昭和56年度
〃	30	円海寺公園	0.18	昭和59年度
〃	31	三津屋東2号公園	0.15	平成元年度
〃	32	新市公園	0.25	昭和61年度
〃	33	大新田公園	0.20	昭和63年度
〃	34	桑村大池公園	0.14	昭和60年度
〃	35	旦之上公園	0.56	平成3年度
〃	36	北条新田公園	0.36	平成8年度
特殊	37	高須公園	1.08	昭和63年度
都市緑地	38	東町公園	0.05	昭和61年度
〃	39	秋吉公園	0.05	昭和63年度
〃	40	弁財天公園	0.23	平成2年度
〃	41	神拝緑地	0.22	平成3年度
〃	42	北条緑地	0.23	平成14年度
緑道	43	御舟川緑道	1.37	平成4年度
緩衝緑地	44	西ひうち緩衝緑地	4.15	昭和55年度
〃	45	東ひうち緩衝緑地(西工区)	5.15	平成3年度

4 対象公園施設

対象公園施設は、都市公園法第二条、都市公園法施行令第五条により公園施設として整備されたもので、現在も日常的に管理されている施設を対象とします。

対象公園の施設数は以下の表3のとおりです。

表3 対象公園施設数

園路 広場	修景 施設	休養 施設	遊戯 施設	運動 施設	教養 施設	便益 施設	管理 施設	その他 施設	総計
648	376	1,068	261	226	80	406	3,632	520	7,217

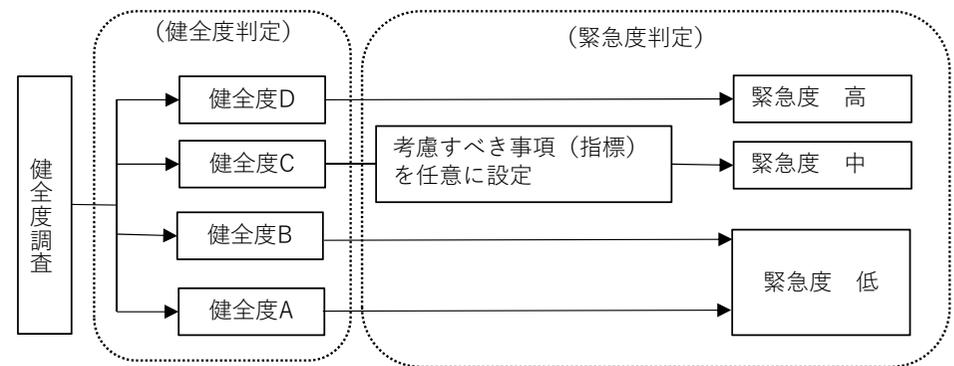
5 健全度を把握するための点検調査の概要

本計画の策定にあたり、現地調査と健全度判定を行っている。健全度判定は施設の各種状況レベルを総合的に判断し、健全度を4段階にランク付けを行う。評価基準は表4のとおりである。また、緊急度判定は、健全度に応じて図3に示すフローで分類する。

表4 対象公園施設数

ランク	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全である ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの
B	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの
C	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化が進行している ・現時点では重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの
D	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に顕著な劣化である ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な修繕、もしくは更新が必要とされるもの

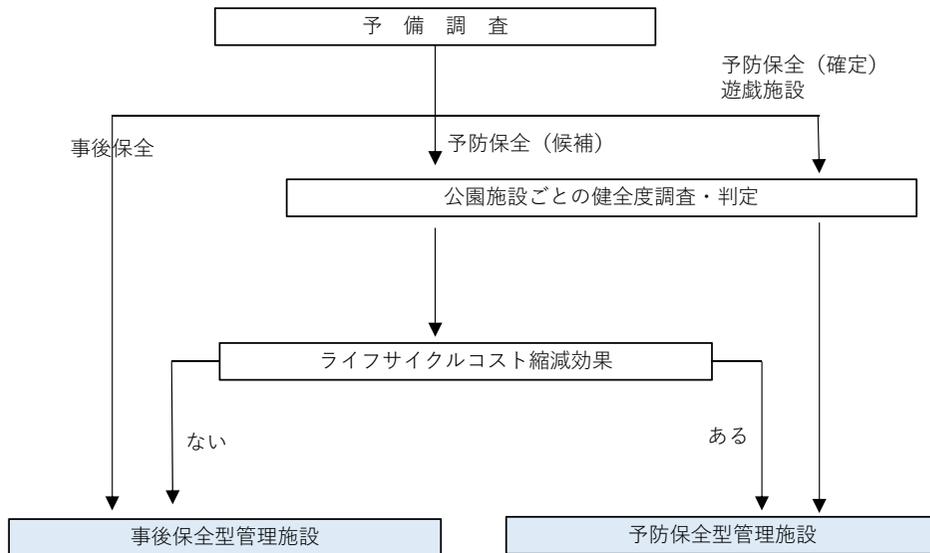
図3 緊急度判定フロー



6 維持管理方針の設定

ライフサイクルコストの縮減効果の見込み、利用形態、施設の規模などの視点で、以下のフローによって予防保全型管理、事後保全型管理に分類します。【図4】

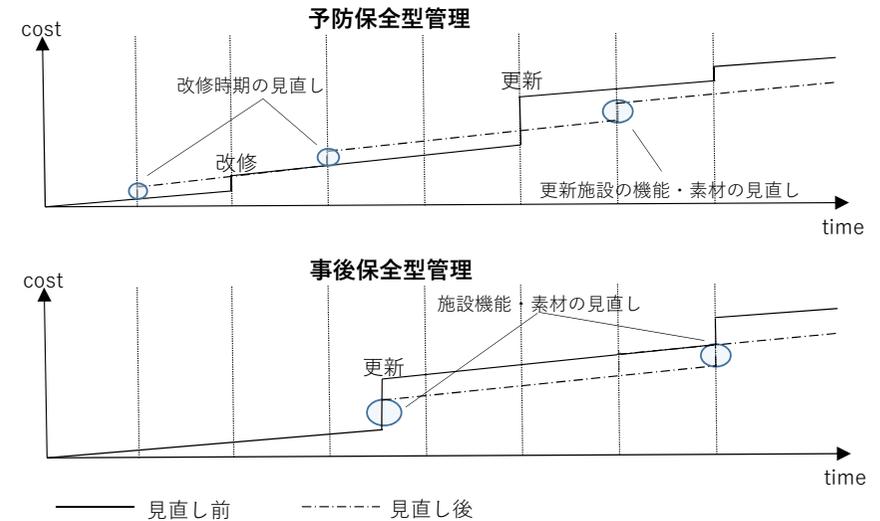
図4 維持管理類型の分類フロー



「予防保全型管理」では、公園施設の機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、定期的な健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を行います。

「事後保全型管理」では、維持保全（清掃、保守、修繕）や日常点検、定期点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去・更新を行います。【図5】

図5 予防保全型管理・事後保全型管理のイメージ



7 長寿命化計画の効果

公園施設長寿命化計画を作成することで以下の効果が期待できます。

■安全・安心な公園・公園施設の維持

- ・長寿命化計画に従い、計画的な維持管理を実施することで、利用者にとって安全・安心な公園を長く保つことが可能になります

■事業費の1/2の補助

- ・長寿命化計画に基づく整備を行うことで、面積が2ヘクタール以上の都市公園の予防保全型施設及びすべての都市公園の遊具の更新費用の1/2が補助対象となります。